

## 契約締結後の公表

役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により随意契約による契約を締結したので、水戸市財務規則(平成7年水戸市規則第16号)第129条の2第1項第3号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年4月1日

水戸市長 高橋 靖

### 1 随意契約の内容

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| (1) 業務名  | 毛筆浄書業務委託              |
| (2) 契約日  | 令和8年4月1日              |
| (3) 契約金額 | 3,600,000円(予算額)       |
| (4) 委託期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |

### 2 契約の相手方

- |         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| (1) 所在地 | 水戸市大塚町1863-169                  |
| (2) 名称  | 公益社団法人 水戸市シルバー人材センター 理事長 加倉井 健一 |

### 3 契約の相手方とした理由

当該相手方は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、高齢者福祉の向上及び増進を図るため、契約の相手方としたものである。